

Ⅰ しまねの食育推進計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

近年、核家族化、地域における「つながり」の希薄化、食の外部化等により、食生活をはじめとするライフスタイルが大きく変化し、食の安全に対する不安とともに、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身願望などが問題となっています。

このような状況の中、国においては、平成17年7月に食育基本法を制定し、食育¹⁾を生きる上での基本であって知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけ、様々な体験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることと定義し、食育を国民運動として推進しています。

本県では、平成18年度末に「島根県食育推進計画」(第一次計画)を策定し、食に関する様々な知識や能力を含め、広く食べる知恵を身につけることが必要と考え、食育を島根の地域力を生かした県民運動として推進してきました。

平成21年度には第4回食育推進全国大会を開催し、島根の取組を全国に発信しています。

これらの活動の結果、子どもたちの欠食状況の改善、野菜の摂取量の増加、食事バランスガイド²⁾を知っている人の割合の増加や食育推進に関わるボランティア数の増加、また、幼稚園、保育所、学校等における食育の取組の進展や全市町村での食育計画の策定など、県民の食育への関心は高まり、食育活動も広がってきています。

このような状況を踏まえ、第一次計画に基づく各種取組実績を、目標の達成度を基に評価し、本県らしい食育の推進に関する施策を、より一層総合的かつ計画的に推進するために、第二次島根県食育推進計画を策定します。

2 基本理念

県民一人ひとりが「食べる知恵³⁾」を身につけ、食への「感謝の心⁴⁾」を養い、生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すことができるよう、食育をとおして「生きる力⁵⁾」を育みます。

この理念のもと、以下に掲げる事項を重点施策として計画の推進を図ります。

- (1)生涯にわたる食育を推進し、特に若い世代（高校生、大学生、子育て中の親世代を含む20～30歳代）への食育が進むように努めます。
- (2)県民の身近なところで、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくりを推進します。
- (3)食育活動への県民の主体的な参加や、関係団体の連携・協力などによって形成される地域力の一環としての地域の食育推進力の充実・強化に努めます。

<キーワード> **地域全体で島根を支える力 = 「地域力」**

～しまねの豊かな大地や海等の自然環境、地域の人材等を生かした食育の推進～

「子ども達へのきめ細やかな活動・学習の支援」

「高齢者の知恵を生かした食文化の継承」

「食農・食漁（しょくりょう）教育⁶⁾の推進」

等それぞれの地域が自然環境やそこにある様々な産物、文化、歴史、伝統、技能、人材、組織等を生かして食育の推進に貢献する総合的な力

島根県は東西に長く、県内各地は豊かな自然と農林水産物に恵まれており、食に関する体験の機会が作りやすいほか、それらを生かした各地域の伝統食・郷土食も残っています。

地域に元気な高齢者が多く、生涯現役として農林漁業に従事し、地産地消⁷⁾の原動力になっています。このことは、伝統食や農林漁業も含めた食に関する昔からの知恵が地域に豊富なことを示唆しています。

また、これまでの様々な取組で培われてきた学校、幼稚園、保育所等と地域との連携、健康づくり、社会教育、地産地消の推進における関係機関の連携、ネットワーク等が地域力の大きな財産となっています。

<キーワード> **おいしい・たのしい・ためになる（島根の食育）**

「おいしい」：味わう 料理がおいしい 会話がおいしい

→ 味覚を活性化する。味わって食べる。本物の味が分かる。

「たのしい」：おいしいものを食べるから楽しい 一緒にするから楽しい

→ 一緒に作る。一緒に食べる。一緒に片付ける。

会話がはずむ。「食」を楽しむ。

「ためになる」：新たな気づきが食への関心を高める 「目からウロコ」

→ 食材・旬を知る。バランスを知る。表示を知る。

生産者・産地を知る。自らの食を考える。グローバルに食を考える。

“おいしい” “たのしい” “ためになる” 体験は食育を進めるうえで効果的な手法です。農林漁業体験をすることで、地域の自然や食材、農林漁業、食文化などについて知る機会となります。また、料理体験をすることで調理技術が身につきます。一緒に食べる体験の中から食に関する知恵が伝えられていきます。

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる人間を育てるための食育は、体験活動を通じて効果的に行っていきます。

また、これらの様々な体験が、食に関する「感謝の心」と理解を深めます。

3 計画の位置づけ

食育基本法第17条に基づく都道府県推進計画として位置付けます。

また、家庭、学校、幼稚園、保育所、地域等様々な分野における関係機関・団体等の食育推進活動の共通の指針として活用します。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度の5年間とします。

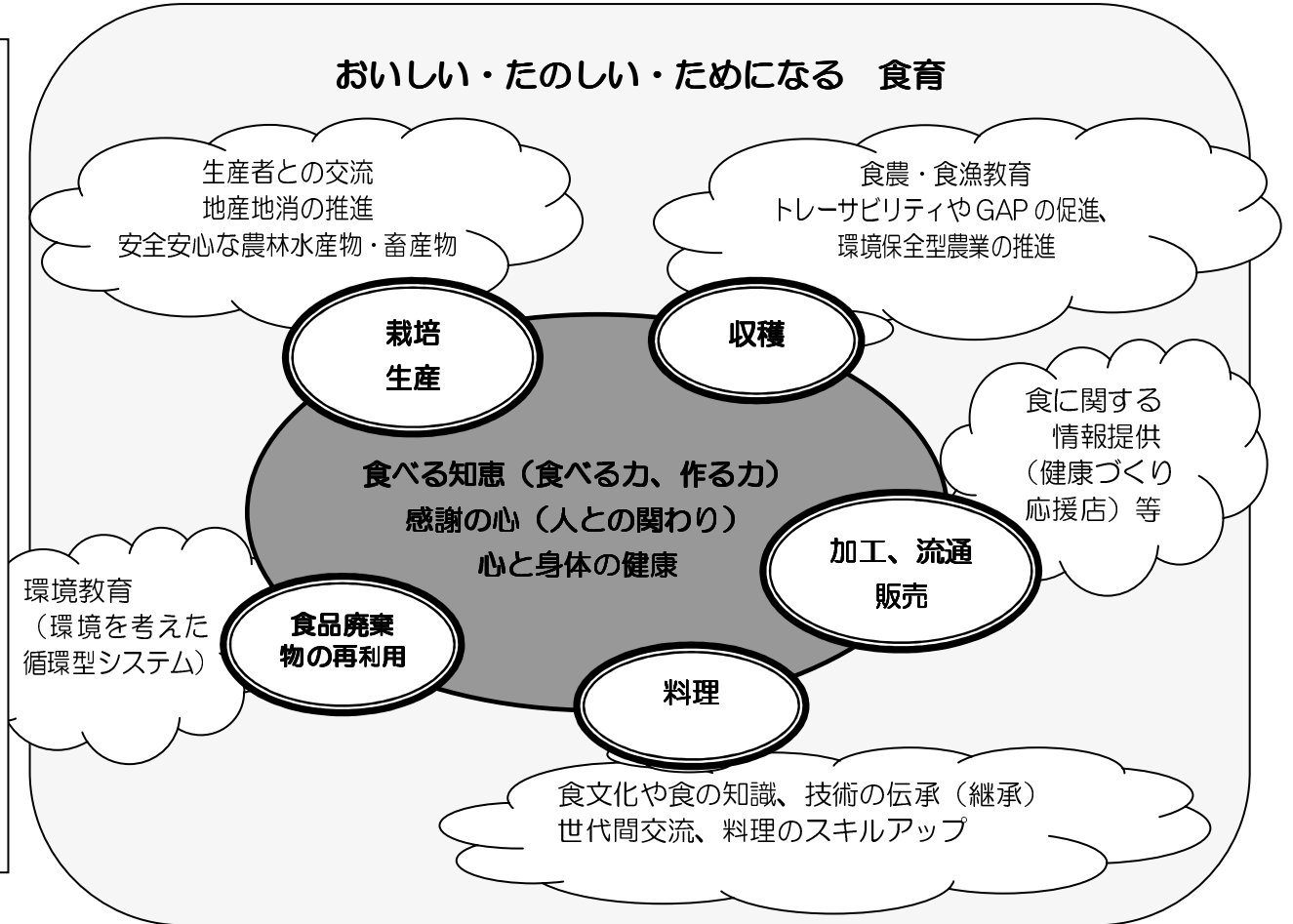
5 食育の総合的な推進イメージ

～しまねの豊かな大地、海等の自然環境を生かした「食育」の推進～

基本理念

生涯を通じ、県民一人ひとりが「食べる知恵」「感謝の心」を身につけ
心身の健康増進と豊かな人間形成を目指し、「生きる力」を育みます
(～みんなの笑顔、みんなの元気を目指して～)

具体的な取組



実践・活動の場

